

弁護士会の労働相談

①労働者の方 初回30分まで**無料**

※2回目以降 30分5,500円(税込)

②使用者の方 30分5,500円(税込)

いずれも延長15分につき2,750円(税込)

弁護士に事件を依頼する場合には、別途費用がかかります。

紛争解決のメニュー

● 労働審判 ●

職業裁判官1人と民間人2人の3人で審理します。

事前提出した証拠書類と初回の期日当日の問答でとった心証に基づいて調停案が示され、合意できない場合も調停案と同内容の審判が出ることが多く、その理由の判断は示されません。

詳細な判断を求めず短期間で結論を得たい人向けの手続です。平均して2か月半で終了しています。

● 訴訟 ●

裁判所が証拠に基づいて判決をする最も基本的な事件解決手続です。しかし、判決の前に和解で解決する場合も多数あります。弁護士に依頼すると、本人は裁判所に行かないで事件が解決することも可能になります。

また、労働者側から見て、訴訟の解決水準は労働審判と比較して高い傾向にあります。しかし、訴訟上の和解で有利な解決を目指すには、人証調べ前に十分な立証が必要です。そのためには弁護士の専門的な知見が必要になります。

● 仮処分 ●

解雇を争うときに当面の生活費を確保するために賃金の仮払いを求めるなどの目的で申し立てます。

労働者の主張に理由があると見られることに加えて仮払いをしなければ生活できないことが要件で、生活費の詳細や預金通帳の提出等を求められます。東京地裁では3か月程度で決定しています。

● 労働調停 ●

労働審判などの裁判所の他の手続と異なり、対象となる事件や回数に制限がないばかりでなく、解雇された等のように既に事件になっている必要もありません。

工場の再編が行われるという噂があるが職場に労働組合がなく不安な毎日を送っているとき、労働調停を申し立てて会社から情報を得て不安を解消するという利用方法も考えられます。

弁護士会新宿総合法律相談センター

新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア8階



●西武新宿駅北口より徒歩2分 ●JR新宿駅東口より徒歩7分

相談受付

ご相談は**予約が原則**ですが、
場合により当日相談も可能です。

ご予約/お問い合わせ

03-6205-9531

予約受付時間

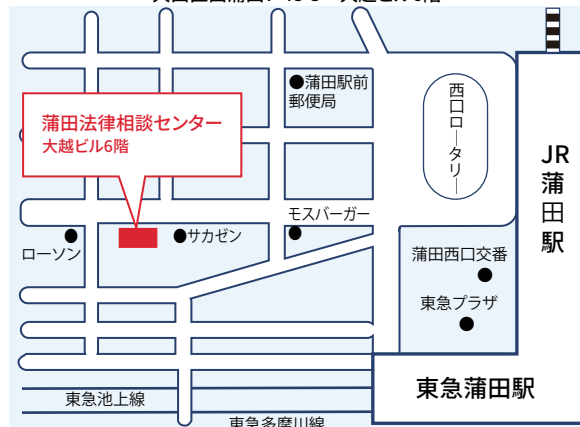
月～土：9:30～16:30

相談時間

月～土：10:00～12:00
13:00～16:00

弁護士会蒲田法律相談センター

大田区西蒲田7-48-3 大越ビル6階



●JR京浜東北線 蒲田駅 西口より徒歩約2分

相談受付

ご相談は事前の**予約制**です。

ご予約/お問い合わせ

03-5714-0081

予約受付時間

月・火・日：9:30～16:30
水・木・金：12:30～19:30

相談時間

火・日：13:00～16:00
木：17:00～20:00



弁護士会法律相談センター

労働法律相談



弁護士会法律相談センター

新宿総合法律相談センター

03-6205-9531

〒160-0022
新宿区歌舞伎町2-44-1
東京都健康プラザハイジア8階

蒲田法律相談センター

03-5714-0081

〒144-0051
大田区西蒲田7-48-3
大越ビル6階

<https://www.horitsu-sodan.jp/>